

調書（決定）

事件の表示 平成27年（行ツ）第276号
平成27年（行ヒ）第294号
決定日 平成28年6月28日
裁判所 最高裁判所第三小法廷
当事者等 別紙当事者目録記載のとおり
原判決の表示 東京高等裁判所平成26年（行コ）第362号
（平成27年3月25日判決）

裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。

平成28年6月28日
最高裁判所第三小法廷
裁判所書記官

当事者目録

上告人兼申立人・被上告人兼相手方	国
処分行政庁	中央労働委員会
上告人兼申立人・同補助参加人	Z1労働組合
被上告人兼相手方・同参加人	Y1株式会社

（別紙）

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

記録によれば、申立補助参加人が本件上告受理の申立てをした時には、既に申立人国が相手方Y1株式会社の請求に関する申立人国の敗訴部分につき上告受理の申立てをしていたことが明らかであるから、当該部分に関する上告受理の申立ては二重上告受理の申立てであり、不適法である。

本件上告受理申立てのうちその余の部分については、その理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。